

# 令和8年度 医療機能分化・連携促進業務委託 仕様書

## 1 目的

「奈良県地域医療構想」及び国において検討が進められている「新たな地域医療構想」で企図されている県内病院の医療機能の分化と連携を促進するため、県内の医療提供状況や今後の医療需要等を踏まえた医療機能再編支援及び病院の実状に合わせた病院間連携支援、優良事例の病院間横展開等を目的とした「面倒見のいい病院」指標の今後のあり方の検討等を行う。

## 2 業務概要

- (1) 名称 令和8年度 医療機能分化・連携促進業務委託
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月23日(火)まで

## 3 委託業務の内容

業務の実施に当たっては、奈良県地域医療構想を十分理解するとともに、新たな地域医療構想の議論の状況も踏まえた取組となるよう留意すること。また、各業務は県と十分協議した上で行うこと。

### (1) 令和9年度以降の「新たな『面倒見のいい病院』見える化指標」の検討について

これまでの「面倒見のいい病院」機能の「見える化」指標が、さらに用途を広げられ、持続可能な事業となるよう、次年度以降のあり方や項目作成方法について検討すること。

ア 「新たな『面倒見のいい病院』見える化指標」は、原則として国のオープンデータ（病床・外来機能報告、かかりつけ医機能報告等）を用いて作成すること。

イ 持続可能な事業であるよう、可能な限り作業工程を簡素化すること。

ウ これまでの「面倒見のいい病院」機能の「見える化」指標と大きく乖離しないよう、デザインや内容の構成に配慮すること。

エ 項目案及びデザインの試作品を作成し、第1回指標検討会にて示すこと。また、修正が発生した場合は第2回指標検討会にて修正版を示すこと。

オ 指標検討会にて説明を求められた際は説明を行うこと。

### (2) 指標検討会の開催支援

医師・看護師等の有識者による指標検討会の協議内容の検討を行い、資料を作成するとともに、会議運営を支援すること。指標検討会では、指標のみではなく本業務全体について協議している。

ア 指標検討会は2回開催すること。

イ 資料は指標検討会の3営業日前に完成させること。

ウ 原則オンライン会議とし、受託者にてURL等を準備すること。

エ 指標検討会にて説明を求められた際は説明を行うこと。

オ 議事録を作成すること。

(3) -① 令和8年度版「面倒見のいい病院」機能の「見える化」指標の作成

前年度に作成した「面倒見のいい病院」機能の「見える化」指標を元に、新たな地域医療構想、かかりつけ医機能報告制度、診療報酬改定等の動向を踏まえ、加除する項目を検討するとともに、令和8年度版の指標を作成すること。

ア 第1回指標検討会に、指標案や指標算定のための県内病院宛のアンケート案を示すこと。

イ 第1回指標検討会の内容を踏まえ、指標算定、アンケートの回収及び集計を行うこと。

ウ 算定結果やアンケートの集計結果は第2回指標検討会に報告するため、第2回指標検討会までに令和8年度版の指標を作成すること。

エ レセプトデータから算定した元データは、県が提供する。

オ 施設基準の届出状況は、受託者が厚生労働省近畿厚生局のホームページで公開されている情報から取得するとともに、ホームページで公開されていない項目については、厚生労働省近畿厚生局から取得すること。

カ その他、指標算定に当たり必要となる資料は原則、受託者にて準備すること。

キ 指標算定の経過については、後から検算を行うことがあった際に県にて確認ができるようにすること。

<参考情報>

前年度指標の項目数及びデータ数一覧（A～Gの7領域の説明は、別添1参照）

	領域							
	A	B	C	D	E	F	G	その他
大項目数	1	1	1	1	1	1	1	1
中項目数	7	5	1	4	4	4	2	1
小項目数	43	56	9	57	20	19	14	3
以下、使用データ数								
レセプト (一部介護レセ)	20	39	4	41	13	8	5	0
施設基準	10	7	0	13	3	5	3	0
アンケート	11	9	4	3	4	5	6	3
病床機能報告	1	1	1	0	0	0	0	0
その他 (県HP情報等)	1	0	0	0	0	1	0	0

※アンケートの内容は、レセプトデータや施設基準等で測れない項目の補完を目的としている。

※その他はコロナ禍での対応について

<評点化例>

- ・ Y領域、大項目数1、中項目数2（Y1～Y2）、小項目数7（データ数：レセプト3、アンケート2、施設基準2）と仮定

領域	Y ○○の連携・支援						
機能区分	Y1. ○○のサポート				Y2. □□の取り組み		
評価項目	XX加算 1の算定 件数	XX加算 2の算 定件数	XX病 床の有 無	○○の 状況	λλ加 算の算 定件数	Σ病床 の有無	○△の 実施状 況
種別	レセプト	レセプト	施設基準	アンケート	レセプト	施設基準	アンケート
評点配分	1/4	1/4	1/4	1/4	1/3	1/3	1/3

※実際の算定では偏差値化等を行う。

※領域＝大項目、機能区分＝中項目、評価項目＝小項目

(3) -② 指標のフィードバック資料の作成

算定した指標を県内病院にフィードバックする資料を、病院ごとに作成すること。なお、資料は原則として前年度の様式を踏襲すること。また、県へ納品する際は、紙媒体と電子データの両方を納品すること。

作成する資料は以下のとおり。(全ページカラー)

- ア 各病院の指標算定結果：紙媒体75部（各病院ごとに1部）
  - ・ A3の15ページ（表紙を含む、データは病院ごとに異なる）
- イ 指標の見方ガイドブック（本体）：紙媒体130部
- ウ 指標の見方ガイドブック（別冊）：紙媒体130部

(4) 機能再編・連携強化を行う病院への支援業務（3枠）

支援を希望する病院に対し、国の医療政策の方向性や奈良県地域医療構想に沿った、機能再編・連携強化の実行可能な具体案の提示を行うこと。

また、機能再編により、見直される機能については、その受け皿となる連携先及び連携強化を盛り込むこと。

業務に当たっては、「4 県が準備するデータ・情報」、国のオープンデータ等を活用し、中長期的な視点での支援を行うこと。

病院とのミーティングは3回（初回・中間・最終）以上実施するものとし、それ以外にもヒアリングを行うなど病院の意向をこまめに確認しつつ、業務を進めること。

ミーティングやヒアリング等については、議事録を作成すること。

本業務は、県が募集、選定した病院に対して実施すること。（募集・選定に関する事務は県が行う。）

なお、本業務については、1病院に対して A. 機能再編案作成支援 又は B. 機能再編プラン作成支援のいずれかの支援を行った場合、1枠とする。（1病院に対し、A及びBの2つ

の支援を実施する場合もある。)

【機能再編案作成】

- ア 提案する内容については、客観的で納得感が高く得られるものであること。
- イ 病院経営の継続性、持続性を考慮し、機能転換や減床により病院収入に減少があった場合でも、収支改善が図られる内容とすること。
- ウ 1病院につき2パターン以上の機能再編案を提示すること。
- エ 提示する案のうち、最低1つは稼働病床10床（稼働病床数100床未満の病院にあっては、稼働病床数の10%（小数点以下切り捨て））以上の削減又は機能転換を要件とすること。
- オ 以下の病床区分ごとの病床数を提示すること。

<参考>機能再編案の病床区分

病床機能報告における「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」とし、「急性期」については、「重症急性期」「軽症急性期」に区分すること。（下表参照）

■病床機能報告における医療機能

区分	内容
高度急性期	急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期	急性期の患者に対し、状態早期安定化に向けて医療を提供する機能
回復期	急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能等
慢性期	長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能

■急性期の「奈良方式」

区分	内容
重症急性期	救急患者の受入、手術などの重症患者の受入に特化
軽症急性期	比較的軽症が軽い患者に対する急性期医療を提供

参考：奈良県保健医療計画P38

提示した機能再編案全てに対して収支シミュレーションを行うこと。その際、機能再編を行わなかった場合と比較できるようにすること。

カ 2026年(令和8年)から2040年(令和22年)までの間について行うこと。直前の決算状況を踏まえ、診療報酬については最新の改訂の内容を反映すること。

【機能再編プラン作成】

- ア 機能再編に際し病院において必要となる対応策等（人員配置、施設整備、資金調達等）及びおおまかなスケジュールについて明示すること。
- イ 作成した機能再編プランは、必要に応じ、地域医療構想調整会議その他これに類する会議等（以下「調整会議等」という。）に諮る資料作成や説明の支援を行うこと。

(5) 地域における実務担当者意見交換会運営支援業務

今後の地域医療においては、医療と介護などの複合ニーズを抱える高齢者が適切な医療等を受

けながら生活することができる医療提供体制を構築する必要がある。

上記の趣旨、前年度の取組の結果を踏まえ、医療や介護など、多職種の実務担当者が意見交換を行う場を設定し、円滑に高齢者救急及び退院時支援に対する連携体制を強化するための支援を行うこと。

なお、意見交換会の実施にあたっては事前に参加団体にアンケートやヒアリングを実施し、その結果を踏まえて議論のテーマを設定すること。

#### 【業務内容】

- ア 意見交換の場は2回以上設定すること。会場の手配、オンライン会議等を利用したミーティングルームの設定、当日の準備、司会進行等については県と協議の上、設定すること。
- イ 意見交換会の進行は、統括責任者又は統括責任者と同等の立場の者が県と協力して行うこと。
- ウ ミーティングやヒアリングを実施した場合には、議事録を作成すること。
- エ 今後、他地域へ展開していくことを見越し、支援の概要等を報告書としてまとめること。  
※意見交換会の運営方法やテーマの設定等の最終決定は県が行う。

#### 4 県が準備するデータ・情報

- (1) 病床機能報告ローデータ<奈良県分>
- (2) 診療報酬明細書データ（国民健康保険データ、後期高齢者医療費データ）、介護報酬明細書データ  
〔 入院患者受療動向（主な疾病－患者住所地－病院）、退院後の連携状況（退院後ど）  
のような施設に行って、どのような医療・介護を受けているか 等 〕
- (3) 各病院の「地域医療構想における具体的対応方針」
- (4) 消防搬送データ  
※その他、業務開始後に協議の上、必要な資料やデータを提供するものとする。

#### 5 成果物の提出

##### (1) 成果物一覧

成果物は、紙媒体及び電子データで下表のとおり納品すること。なお、電子データは原則として Word、Excel、PowerPoint のいずれかとする。また、製本資料がある場合には、表紙・背表紙に事業名を明記し、インデックスを添付すること。

	成果品	納品形式及び期日
(1) (2)	指標検討会の資料	指標検討会開催日の3営業日前に電子データにて納品
(3) -①	評点の算定結果	電子データにて納品
(3) -①	指標算定のためのアンケートの集計結果	電子データにて納品
(3) -②	指標のフィードバック資料	紙媒体及び電子データにて納品
(4)	機能再編・連携強化を行う病院への支援業務報告書	病院とのミーティング開催の1週間前に電子データにて納品

(5)	地域における実務担当者意見交換会運営支援業務に係る資料	意見交換会開催の1週間前に電子データにて納品
(5)	地域における実務担当者意見交換会運営支援業務に係る報告書	意見交換会最終開催後2週間以内もしくは契約に電子データにて納品
(2)(4)(5)	議事録	各開催後の1週間以内に電子データにて納品

## (2) 納品方法

成果品については、以下の条件を満たすこと。

- ア 指定がないものの用紙サイズは日本産業規格A列4番を原則とする。なお、資料の視認性を考慮し、日本産業規格A列3番を使用してもよい。
- イ 成果品は全て日本語で作成すること。ただし、日本国においても、アルファベット表記で表記されることが一般的な文言については、そのまま記載することができる。
- ウ 図表等の元データも納品すること。また、本年度新たに作成された図表等のデータを利用することについて、利用範囲や費用負担等については県と協議し決定すること。
- エ 電子媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認等を行い、成果品に不正プログラムが混入することのないよう適切に対処すること。
- オ 成果品の作成及び納品に当たり、内容や構成等について県が指摘した場合には、受託者は必要な修正を行った後、県の承認を得て指定した日時までに修正が反映された成果品を納品すること。

## (3) 納品場所

奈良県福祉保険部医療政策局地域医療連携課医療企画係（県庁主棟3階）

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

※県が納品場所を別途指示する場合は、この限りではない。

## 6 業務のスケジュール

別添2のとおり

## 7 契約に当たっての注意事項

- (1) 契約は、本仕様書記載業務の総合計金額により行う。その際、3(4)については、予定枠数での合計金額とするが、契約に当たっては、単価契約となる。
- (2) 3(4)に係る契約額の支払いに当たっては、契約単価に実施事例数（枠数）を乗じた額を支払う。

## 8 実施体制表の提出

受託者は本事業委託を円滑に遂行できる事業推進体制を整備するとともに、実施体制表（組織図等）を作成し、契約後速やかに県に提出すること。

受託者は、統括責任者（業務全体の指揮監督を行う者）1名、業務責任者（3(1)～(3)、(4)、(5)の業務ごとに遂行に必要な指導監督を行う者）3名を選任すること。統括責任者

及び業務責任者の兼務はできることとするが、合計2名以上を選任すること。

なお、これらの者が交替する場合にはあらかじめ県と協議すること。

## 9 定例打合せ等への出席

### (1) 定例打合せについて

原則1週間に1回、県と受託者は定例打合せを行うこととする。ただし、事業の進捗状況により県と受託者双方の協議の上、回数を増減させることができる。

### (2) 開催方法

原則オンライン会議とし、受託者にて URL 等を準備すること。

### (3) その他

ア 統括責任者は原則定例打合せに出席すること。ただし、やむを得ない場合に限り、代理の者の出席を認める。

イ 定例打合せの開催後は、議事録を作成し県へ提出すること。

ウ その他、関係者と打合せを行う際に同席を求めることがある。

### (4) 指標検討会の事前説明

指標検討会前に行う座長への事前説明に出席すること。また、この事前説明は原則オンラインで行うため、受託者にて URL 等を準備すること。

## 10 再委託に関する事項

(1) 受託者は、受託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することはできない。

(2) 受託者は、受託業務の一部を再委託する場合は、再委託先ごとに以下について明記したものを事前に書面で申請し、県の承諾を得なければならない。

ア 再委託の相手方（相手方の名称、代表者氏名、住所、連絡先等）

イ 再委託する業務の内容

ウ 再委託を行う理由

エ 再委託の相手方を選定した理由

オ 再委託契約（予定）金額

カ その他必要と認められる事項（業務履行に必要な人員・技術等の有無、適格性の有無等）。

(3) 再委託先において、本業務仕様書等に定める事項に関する義務違反又は業務に過失があった場合には、受託者が一切の責任を負うとともに、県は当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

(4) 再委託先が更に再委託を行う場合は（2）～（3）までについて、本事業の受託者が責任を持って対応すること。

## 11 留意事項

(1) 業務報告書等の作成後に病院・県から意見、質問があった際や業務を進める上で受託者においてよりよい施策の可能性が考え得る場合等においては、客観的な分析等を基に、再度これからの病院のあり方等、病院の視点に立った提案や分析等を行うこと。

(2) 業務の遂行に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、県との連絡調整

を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (3) 県から業務の改善を求めた場合、受託者は速やかに対応しなければならない。
- (4) 受託者は、業務の運営上取り扱う個人情報を、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。  
また、業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様書の変更に応じること。
- (6) 本業務の遂行による成果物等に係る所有権及び著作権を含む知的財産権の権利は県に帰属し、受託者は著作物に対する著作権人格権を行使しないものとする。
- (7) 委託事業の成果物等の第三者への提供や内容の転載及び研究目的の使用について、受託者は県に協議し、了解を得た場合に行うことができる。
- (8) 契約の締結、業務の履行に関して必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受託者の負担とする。
- (9) この業務の実施に当たって疑義が生じた場合には、県と受託者が協議して定めるものとし、この協議が調わないときは、県の決定するところによるものとする。
- (10) 別記「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」の記載事項を遵守すること。
- (11) (4)～(10)の事項に違反したとき、又は業務を完了する見込みのないときは、契約を解除し、損害補償させる場合がある。
- (12) 天災、感染症の流行その他不可抗力により本業務の遂行に支障が出る場合は、事業の中止、事業内容及びそれに伴う経費積算の変更について、県と受託者が協議を行い、県が決定する。

(別記)

公契約条例に関する 遵守事項 (特定公契約以外用)

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
  - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。